

保存版

特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース

学童保育事業案内書

私どもNPO法人高砂キッズ・スペースでは、“子育て・子育て・親育て”をスローガンに、子育て支援に関する活動を展開しています。

放課後の子どもたちを、家庭と同じように見守る大人がいるという「安心の要素」と、異年齢の子どもとの関わりを持つことができる「地域の要素」を併せ持つ学童保育所は、昭和58年に保護者の手によって作られ、安定した事業を提供できるよう環境面を整備し「NPO法人」というかたちに受け継がれ、現在では、高砂市の10の小中学校区で学童保育事業を運営しています。

学童保育所は、働く親が放課後に子どもたちが安心して生活できる“居場所”として設けられたものです。私たちは、保護者の皆様と一緒に子どもたちの成長・発達していく姿を楽しみに“子どもたちが安心して過ごせる場づくり”に努め、『子どもを真ん中においた保育（子ども中心）』を核として取り組んでいます。ときには保護者の皆様と一緒に考えたり、話し合ったりすることもあります。

また、子どもたちの精神的な育みや、楽しい思い出になるよう、地域と学童保育所のつながりを見据えて、地域団体・他NPO法人・産業界・観光業界・農業団体などのコラボレーションを図り、子どもたちの健やかな成長のためのさまざまな経験の場を提供することで、小さな成功体験を大切に、「自己肯定感」を育む健全育成の場作りに寄与しています。保護者の皆様も機会があれば、是非一緒にお楽しみください。

学童保育事業運営へのご理解とご協力を宜しくお願い致します。

NPO 法人高砂キッズ・スペース
代表理事 上田 康正



高砂市学童保育所についての概要

【1】対象児童

- ・高砂市内の小学校に在籍する1～6年生の児童で、放課後の保育を要する児童
- ・保護者の就労、疾病等の理由により、昼間家庭において育成を受けることができない児童

【2】開所期間

4月1日～3月31日

【3】開所時間

- 平日・・・・・・・・・・授業終了時から18時
- 学校休校日(※1)・・・・8時から18時(※2)

※1 学校休業日とは、土曜日・春夏秋冬休み・参観日や運動会等の代休日及び学級閉鎖等の臨時休校日のことです。

※2 朝は8時から開所します。安全上 児童だけで登所させないでください。

18時～19時については延長希望調査を行い、希望がある場合は保育を行います。

【4】休所日

- 日曜日・祝日
- 夏期休業日(8月13日～8月15日)
- 冬期休業日(12月29日～1月3日)

臨時の学童閉所について

- インフルエンザ、感染症等の流行時において学童を閉所する場合があります。閉鎖の基準等、詳細につきましては《資料3》をご参照下さい。

【5】入所申込、受付場所、入所決定について

受付期間	10月15日～11月15日(日曜・祝日除く)
時間	平日：正午～18時 土曜：8時～18時
受付場所	各学童保育所
入所審査結果	上記期間内の受付分は、1月中頃に書面にて通知します

上記期間以外でも随時受付しておりますので、各学童又は事務局へお問い合わせください。

入所するにあたり入所承認書を発行しますので各個人で金額等内容の確認をお願い致します。また、入所承認書は退所するまで大切に保管しておいて下さい。

【6】費用（児童ひとりあたり）

内容	金額	徴収時期と方法
入所金	3,000円	新入所時のみ加算
スポーツ保険 《11参照》	400円/年 (市より半額補助を受けての金額です)	4月又は入所時加算

(1)毎月必要な費用

保育料 (教材費を含む)	8,000円 (8月は11,000円) ☆所得に応じて減免制度があります。(※3) ☆兄弟で利用の方は、上の児童が割引となります。	口座振替となり、毎月10日に指定の口座から引落とします。 引落しできなかった場合は20日に再引落しをします。 再引落しも出来なかった場合は、月末までに下記までお振込み又は、事務局までご持参ください。 ☆ 尚、翌月以降のお支払いになった場合 手数料1000円 を頂戴します
おやつ代	1,500円	
電気代	100円	
NPO 協力費	500円/世帯	
合計 10,100円— ※4		
延長保育利用料	2,000円 《8参照》	実際に利用になった翌月加算 (利用日数に関係なく月額料金です)
早朝保育利用料	1,000円 (8月は2,000円) 《9参照》	
7月クーラー代	100円	7月10日引落日分に加算
8月クーラー代	200円	8月10日引落日分に加算
父母会費	300円/月/世帯	4月に1年分3600円を上記金額に加算して引き落としさせていただきます。 4/10又は4/20に引落しできなかった場合及び途中入所の方は各自、各学童父母会会計へ直接お支払いください。

※3 保育料は所得に応じて減免制度があります。6ページ【17】[減免申請について](#)を参照の上、希望者は入所手続き時に支援員までお問い合わせ下さい。

(2)その他必要な費用・注意事項

- ・事業費、遠足等の行事参加費・・・実費（学童ごとに異なります。現金集金になります）
- ・月の途中入所の場合であっても、前記(1)の日割り計算はありませんのでご了承ください。

※4 保育料支払いの滞納が3か月以上となった場合、翌日より学童保育所の利用承認を停止します。未納保育料金を全額納付いただいた時点より学童保育所の利用を再度承認します。

保育料口座引き落としは毎月10日（再引落日）です

前日までに引き落とし口座への入金をお願いします

再引落しも出来なかった場合は、同月末までに下記へお振込みください

金融機関：但陽信用金庫
普通 0203181

支店：027 タカサゴニシ
トクヒ) タカサゴキッズスペース

【7】入所時に必要な書類について

	必要書類	備考
①	学童保育所入所申込書 学童保育所入所確認書（裏）	児童1人につき1枚 必要です。提出がない場合は入所申込を受付できません。（用紙の色が毎年変わります）
②	保育を要する証明書 （勤務証明書・現状確認書・申立書）	両親とも必要です。 兄弟で申し込みの場合1枚の提出で構いません。
③	児童名簿	在籍児童については、変更がある場合にのみ提出して下さい。裏面もご記入ください。
④	児童の健康状況について	在籍児童については、変更がある場合にのみ提出して下さい。児童1人につき1枚ご記入ください。
⑤	但陽信用金庫口座振替依頼書	新入所の方は必ず、又、口座を変更される場合はご提出ください。
⑥	警報時保育利用申請書（希望調査票） オレンジ色	警報時保育の利用人数を把握するためのものです。 ご利用予定のある方は提出してください。
⑦	延長保育利用申請書（希望調査票） クリーム色	延長保育の利用人数を把握するためのものです。 ご利用予定のある方は提出してください。
※	療育手帳または医療機関が発行する資料の 写し	①の申込書に疾病・障害の有無について「有」とされた方は併せてご提出ください。

★申込書と併せて勤務証明書（②）の提出が必須となっております。
未提出の場合は利用できませんのでご了承ください。

【8】18時～19時までの有料延長保育利用について

学童保育所の運営は18時までです。「延長利用申請書（希望調査票）⑦」を提出された児童数をもとに19時まで保育を行います。

しかし、ご希望の児童がいない場合は、18時閉所とさせていただきます。

延長は19時までですので、時間は厳守して下さい。

○料金・・・2,000円/月/人

実際に利用になった翌月に保育料と一緒に引落します。

（利用日数に関係なく一律料金となりますのでご了承ください。）

【9】7時半～8時までの有料早朝保育利用について

春・夏・冬休みの期間のみ、希望者がある場合に限り7時30分からの保育を行います。

○料金・・・1,000円/月/人（8月のみ2,000円/人）

実際に利用になった翌月に保育料と一緒に引落します。

（利用日数に関係なく一律料金となりますのでご了承ください。）

【10】 支援員

○専任2名（利用人数によって基準を定めています。児童の状況によって配慮が必要と思われる場合、支援員の増員をおこないます。）

学校休校日等

- 午前8時から9時15分までは支援員1人体制とします。
 - ・ 支援員が一人で保育を行なうため、室内で過ごします。
- 9時15分からは支援員2名以上の通常体制になります。

【11】 保険について

高砂市学童保育所では、保育中の保育室や運動場でケガをしたときのために、賠償責任保険を含む、「スポーツ安全協会」の保険に高砂市より半額補助を受けて加入します。医療費の実費ではなく、一日当たりの定額保険金が支払われるものです。（普段通り子ども医療を使って診療を受けてください。）保障は保険の範囲内となりますことをご了承ください。

「スポーツ安全保険のしおり」を3月下旬から4月頃にお渡しします。

【12】 その他

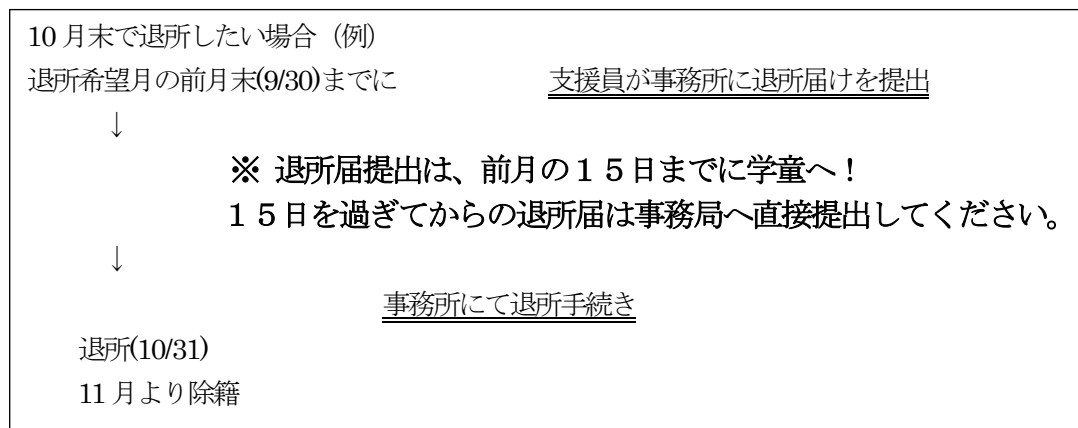
- 学校休校日等は、必ず昼食を持たせて下さい。
- 学校休校日、児童を預ける父母は、必ず連絡先を明確にしておいて下さい。
- 学童への児童の送迎は、必ず父母が責任を持って行なって下さい。
- 故意に、施設や備品等の損壊や他人に怪我等をさせた場合、費用は保護者負担です。
- 児童が「支援員・他の児童への暴力・迷惑行為」等、運営に支障を及ぼす行為が続く場合は利用承認を取り消すことがあります。

【13】 父母会について

- 各学童保育所には、高砂キッズ・スペースとは別に、保護者で構成する父母会があります。支援員から日頃の子どもの様子を知ったり、親子で参加する行事を企画したり、子育てで困ったことを相談する場として、子ども中心に据えた活動を行なっています。
- 父母会の内容や日程については、各学童によって異なります。
詳細は各学童保育所の父母会にお尋ね下さい

【14】 退所について

退所希望月の前月15日までに学童に退所届けを提出して下さい。月末をもって退所となります。退所についての事務手続きの流れは以下の通りです。



【15】警報発令時の学童開所規約

☆警報発令時は登所・下所の際に危険を伴います。できるだけ自宅待機をお願いします。

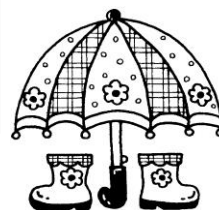
警報時の保育希望の方は入所時に「学童警報時保育利用申請届（希望調査票）⑧」を提出下さい

■ 警報発令時保育の流れ

1. 午前7時の段階で各警報が発令され学校が休校の場合、学童保育所は施設の安全確認を行うとともに受け入れ態勢を整えます。
2. 登校後に警報が発令された場合
 - ① 警報発令時、学校側より連絡が支援員に入り、受け入れ準備が出来次第、学童は直ちに開所します。
 - ② 気象条件が悪化に向かう場合、緊急連絡先に連絡を入れさせて頂くことがあります。その際にお迎えの時間・お迎えの保護者の名前をお聞きしますので、必ず連絡の取れるような形をとって下さい。
 - ③ 児童に家に帰らず学童に行くことを伝えておいて下さい。
 - ④ 必ず保護者の方がお迎えに来て下さい。
3. 学童登所中の警報解除の場合
⇒解除されている場合は、通常通りです。

🔔 解除の時間によっては昼食の用意をお願い致します🍱

警報発令時、学童に登所させるか自宅待機とするかの判断は、各家庭で行なって下さい。万一の場合、学童で加入している保険の範囲での対応しか行なえないことをご了承下さい。また、学童において災害に見舞われても、小学校に対して責任は問わないものとします。



【16】

減免申請について（見本内フローチャートをご確認の上、該当する方はご提出ください）

■ 減免の種類

- ①生活保護世帯・・・保育料全額免除
- ②単身非課税世帯（母子父子家庭で市民税非課税世帯）
・・・通常の保育料の4分の1を自己負担 ¥2,000-
- ③非課税世帯（両親そろっていて かつ、非課税世帯）
・・・通常の保育料の半額を自己負担 ¥4,000-

■ 申請方法

1. 申請対象児童 高砂市内の学童保育所に通う小学1～6年生
2. 申請時期 3月(4月5月分) 5月（6月～翌3月分） 年度途中も可能
（市の所得証明発行が6月のため、年度始めの4月と6月の2回提出していただくことになります。）
3. 必要書類 いずれも必ず原本を提出してください。（1世帯につき1通で構いません）

	①生活保護世帯	②母子父子家庭世帯	③市民税非課税世帯
	全額補助	4分の3補助	半額補助
申請書(申請用紙)	○	○	○
住民票 ※5	△(※7)	○	○
課税証明書(所得証明) ※6		○	○
戸籍謄本(親権等の記載のあるもの)		○	
児童扶養手当通知書のコピー		○	
生活保護受給証明書	○(※7)		

※5 住民票・・・必ず世帯全員が記載されているもので、本籍地・続柄が記載されたものを用意して下さい

※6 3月に申請する際の所得証明は、前年度分です。

世帯内の就労されている方（アルバイト含む18歳以上）全員分のもを用意してください。但し
1人でも市民税課税対象者であると減免は受けられません。

※7 使用目的=学童保育減免申請 宛先=高砂キッズ・スペース で発行してもらってください。
それ以外での発行の場合は住民票を併せて提出してください。

当該年度分は、6月以降に発行されますので、最新の所得証明の提出をお願いします。

4・5月分 提出期限： 3月 15日 厳守

6～3月分 提出期限： 6月 15日 厳守（なお日曜祝日の場合、翌日締切り）

★6月提出分で金額変更のある場合は7月上旬までに通知の上、7月分保育料引落とし時に精算します。

途中入所の場合も必要書類は上記と同じです。

保育料引落日の5日前までに提出されない場合は、翌月分からの適用になります。

確定がおりた方でも、月の5日以上の登所がない場合は通常の保育料金をいただくこともありますので、ご了承ください。

設立趣旨書

特定非営利活動法人 「高砂キッズ・スペース」

1 趣旨

現在社会は、産業構造や少子高齢化などの社会構造の変化により、生活形態が多様化しています。かつて子どもは、地域の大人に見守られ、子どもどうしの遊びを通して人間関係を学びながら育ってきました。最近では、子どもが犠牲となる痛ましい事件が多発し、安全確保のために小学校にも警備が必要となり、地域から子どもたちの姿が消えています。

そこで、私たちは、「特定非営利法人 高砂キッズ・スペース」を設立し、放課後の子どもたちが安心して生活することのできるコミュニティーづくりを目指しています。

今回、法人として申請するに至ったのは、任意団体「高砂市学童保育連絡協議会」として実践してきた活動や事業を地域に定着させ、継続的に推進していくためには、社会的に認められた公的な組織にしていくことが必要と考えたからです。現在の任意団体という位置づけでは、運営の基盤となる経済面や人的資源の確保などの面で不安定です。そこで、法人化することで、家庭と同じように、守ってくれる大人がいるという「安心の要素」と、異年齢の子どもとの関わりを持つことができる「地域の要素」を併せ持つ安定した事業を提供できる環境を整備していきたいと考えています。

さらに、法人化することによって、組織を発展、確立することができるだけでなく、将来的には、子育て支援に関する事業や、就労と子育ての両立に関する相談事業、さらにはインターネットを活用した子育てコミュニティーの創造など、地域や行政からの要望にも対応が可能になり、地域社会に広く貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

昭和 59 年 4 月 高砂市内に学童保育所を開設し、保育所事業を開始。

昭和 59 年 5 月 2つめの学童保育所を開設し、高砂市学童保育連絡協議会（以下、市連協）を設置。

平成 10 年 4 月 市連協が市内全ての小学校区に学童保育所を開設し、毎月 1 回公立化についての勉強会を開催。

平成 13 年 7 月 兵庫県が主催する NPO 大学に市連協会員が参加し、NPO について学習。

平成 16 年 5 月 市連協総会にて公立化を目指すための選択肢を検討することを決議。

平成 17 年 5 月 活動実績を地域貢献に生かすため、特定非営利法人として活動を推進する方針を会員間で確認し、設立総会に向けて申請準備を開始。

平成 17 年 10 月 NPO 名を募集した結果「高砂キッズ・スペース」に決定。

平成 17 年 11 月 臨時総会にて、NPO 「高砂キッズ・スペース」の設立及び認証後に運営を委託することを決議。

平成 17 年 11 月 設立総会開催

平成 17 年 11 月 6 日

特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース
設立代表者 久井志保

《資料2》

児童福祉法

第一章 総則

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童に福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保証される。
- 2 すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、化学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からもまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するようみちびかれる。

《資料3》

『学童保育所におけるインフルエンザ発生時の対応について』

☆ 学童が閉鎖する可能性がある場合

- ① 学校閉鎖になった場合
- ② 学童登録児童の3分の1がインフルエンザなどの感染症の症状によって休んでいる場合

☆ インフルエンザの流行を防ぐため

- ※ 感染拡大防止の観点から登所を自粛が望ましいとされます。ご理解とご協力をお願い致します。
- ※ 学年・学級閉鎖となった児童につきましては、感染拡大防止の観点から登所を自粛していただけますようお願い致します。

- 1 発熱があるときは、登所させないでください。
インフルエンザで発熱した場合、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまではお休みをしてください。(小学校の出席停止期間に準じています。)
- 2 登所後、体調の変化や熱が出た場合は、保護者に連絡を入れさせていただきます。
- 3 学級閉鎖時に登所する場合は、体調の確認と検温をしてマスクを着用して登所するようにお願いします。インフルエンザの反応が出た場合は、すみやかに支援員にお知らせください。
- 4 学級閉鎖時の登所の際には他のクラス、学年は授業をしていますので、必ず学童入り口まで送ってください。

※学童からの報告を受け、事務局と相談したうえで“学童閉所”の場合は父母会長を通じてご連絡いたします。

施設

○学童保育室専用室（小学校・幼稚園の空き教室など）

学校区	名称	住所	電話番号
高砂	まつぼっくり	〒676-0056 高砂市高砂町大工町 810-1 高砂小学校内	(079) 443-6427
荒井	こうのとり	〒676-0017 高砂市荒井町東本町 10-1 荒井小学校内	(079) 443-6428
伊保	とらいあぐる	〒676-0071 高砂市伊保東 1 丁目 18-1 伊保小学校内	(079) 447-9190
伊保南	あおぞら	〒676-0074 高砂市梅井 2 丁目 4-1 伊保南小学校内	(079) 447-9191
中筋	かぶとむし	〒676-0812 高砂市中筋 1 丁目 2-1 中筋小学校内	(079) 447-8559
曾根	たけとんぼ	〒676-0082 高砂市曾根町 2500 曾根小学校内	(079) 447-6538
米田	ひまわり	〒676-0805 高砂市米田町米田 451 米田小学校内	(079) 432-3480
	よねだ		
米田西	てんとうむし	〒676-0807 高砂市米田町島 254-7 北部子育て支援センター内 2F	(079) 432-5519
阿弥陀	おたまじゃくし	〒676-0827 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1101 専用保育室	(079) 447-6539
北浜	なかよし	〒671-0122 高砂市北浜町北脇 32-7 旧・北浜幼稚園内	(079) 254-4501

安全で楽しい保育所利用のためには、保護者と支援員の協力が不可欠です。
保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

高砂キッズ・スペース

「高砂キッズ・スペースのロゴマークは一般公募の中より、
米田学童保育所の時本さんのデザインを採用させていただきました。

<ロゴマーク製作意図>

世の中にある「色」は「赤、黄、青」の3つの色ですべて作ることが出来ます。
子どもたちにも様々なカラー（色=性格）があり、「高砂キッズ・スペース」では、
どんな子でも楽しく安心して放課後が過ごせる場を提供してほしいという願いが込められています。

特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース

事務所：〒676-0077
高砂市松陽1丁目5番20号 ノノムラビル3F

電話 079-446-3635

FAX 079-441-8019

ホームページ <http://www.kidsspace.jp/pc/>

E-Mail info@kidsspace.jp